

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月12日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 12 号

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
組 織 区 分	職 の 区 分	支 給 額	組 織 区 分	職 の 区 分	支 給 額
管 理 者 部 局	事 務 局 長	62,800円	管 理 者 部 局	事 務 局 長	62,800円
	事 務 局 次 長	41,600円		事 務 局 次 長	41,600円
消 防 本 部	消 防 長	62,800円	消 防 本 部	消 防 長	62,800円
	消 防 次 長	52,300円		消 防 次 長	52,300円
	課 長	45,100円		課 長	45,100円
消 防 署	署 長	45,100円	消 防 署	消 防 署 長	45,100円
	副 署 長	26,500円		副 署 長	26,500円
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。